

米粉利用拡大支援対策事業実施要領

制 定 令和 4 年12月 8 日付け 4 農産第3379号

改 正 令和 5 年11月29日付け 5 農産第3276号

農林水産省農産局長通知

第1 趣 旨

米粉利用拡大支援対策事業の実施については、米粉利用拡大支援対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年12月 8 日付け 4 農産第3219号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、米粉商品開発等支援対策事業、米・米粉消費拡大対策事業及び米粉製品製造能力強化等支援対策事業により構成され、各事業ごとの取組内容、補助事業者等は、別記 1 から別記 3 までに定めるとおりとする。

- 1 米粉商品開発等支援対策事業
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 米・米粉消費拡大対策事業
別記 2 に定めるとおりとする。
- 3 米粉製品製造能力強化等支援対策事業
別記 3 に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和 4 年12月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 5 年11月29日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

(別記 1)

米粉商品開発等支援対策事業

第 1 事業の概要

米粉は、最終的にはパンや麺等として消費者が消費するものであることから、米粉の消費拡大には、消費者が好んで選択する商品を製造することが重要である。

このため、米粉の特徴をいかした商品の開発・製造等に必要な取組を支援するものとする。

第 2 補助事業者

補助事業者は、次に掲げる要件全てを満たす者とし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募により選定した者とする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- 3 本事業に得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人、学校法人又は協議会のいずれかであること。
- 6 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- 7 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第 3 事業の内容等

補助事業者は、別表 1 の第 1 の（1）の事業実施者への補助金交付事務を実施する。

（1）公募、審査及び採択

補助事業者は、別表1の第1の(1)の事業実施に当たり外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。公募選考委員会は、事業の実施を希望する者から提出された事業実施計画書の内容が適切であるか等について審査を行うものとし、予算の範囲内で重要性の高いもの(ポイント制等)を選んで採択することとする(ポイントの要素としては、米粉の使用量、高付加価値化、商品の新規性等)。公募の方法、公募の時期、公募の回数等については、公募要領を作成し、農林水産省と協議の上実施する。

なお、補助事業者は、事業実施者を公募するごとに、公募選考委員会の審査を受けるものとし、審査結果(案)について、別記様式第1号により農産局長に提出するものとする。

また、公募を効率的に行うために応募書類の記載例の整備・周知を行うとともに、問合せへの対応を実施するものとする。

(2) 交付決定

補助事業者は、公募選考委員会の審査後、事業実施者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。補助事業者は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、事業実施計画及び交付決定通知書の写しを添えて別記様式第2号により農産局長に報告するものとする。

(3) 事業の進捗管理、助言等

補助事業者は、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における事業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

(4) 事業広報

補助事業者は、事業実施者の公募の効率や事業の効果を高めるため、必要に応じて情報発信を行うこととする。

(5) 事業の実施結果報告及び額の確定

補助事業者は、事業実施者の事業完了後に実施結果報告書を作成させ、補助事業者に提出させるとともに、完了検査を行い、額を確定させ、確定額に基づき補助金の支払いを行うものとする。

第4 事業実施状況の報告

- 1 農産局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができる。
- 2 事業成果の報告

補助事業者は、事業終了年度の翌年度の6月末日までに別記様式第3号により事業成果状況に係る報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。

3 指導

- (1) 農産局長は、1の事業実施状況報告の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。
- (2) 農産局長は、2の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。

第5 補助対象経費等

- 1 補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1の第2に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、その経理に当たっては、別表2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次の経費は対象としない。

- (1) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費
- (2) 補助事業者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

2 別表1の第1の(2)の事業実施者の要件

食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）、飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体並びに食品流通業を行っている事業者であって、米粉の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）第1条第1号に規定する新用途米穀加工品又はこれを原料とする加工食品を製造し、又は流通する取組を実施する者であること。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和6年3月31日までとする。

第7 事業の成果目標

補助事業者は、別記様式第4号の事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとする。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

交付等要綱第4に基づく事業実施計画は、別記様式第4号により作成するものとする。

2 事業実施計画の承認等

- (1) 補助事業者は、1により作成した事業実施計画を、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第4号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

- (2) 農産局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、別記様式第5号により、承認された者に対して承認した旨を通知するものとし、承認されなかった者に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

第9 採択基準

補助事業者の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第10 実施規程の作成

補助事業者は、別表1の第1の(1)の事業実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した実施規程を作成し、別記様式第6号により農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 採択基準並びに交付決定及び補助金の額の確定
- (4) 申請の取下げ
- (5) 事業実施計画の(変更)承認等
- (6) 補助金の支払
- (7) 交付決定の取消し
- (8) 補助金の経理及び補助事業者による調査、広報

- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

第 11 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。）が発生した場合、その知的財産権は補助事業者に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく農産局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後において、補助事業者及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡する場合には、事前に農産局長と協議して承諾を得ること。

第 12 留意事項

補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

〔別添〕

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業者は、補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）補助事業者自身

（２）100％同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別表 1

第 1 事業内容	第 2 補助対象経費の範囲	第 3 補助率
米粉商品開発等支援対策事業 (1) 事業実施者への補助金交付事務 (2) の事業について、支援スキームの周知、事業実施者の募集、事業実施者の審査、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等の必要な事務を行う。 (2) 米粉及び米粉商品需要拡大推進事業 米粉の利用拡大を推進するために必要な米粉や米粉を原材料とする商品開発等の取組を支援する。	本事業の支援スキームの周知、事業実施者の募集、事業実施者の審査、補助金の交付、事業の調整及び進行管理等に係る経費 等 商品等開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む）、米粉の利用拡大に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分に限る）、商品 PR 費、商品の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間）等 ※ 原材料費の支援対象は、食品の製造に用いる米穀及び米粉に限る。商品の市販段階における原材料費の支援期間は、3 ヶ月以内とする。	定額 1 / 2 (ただし、中堅事業者（資本金 10 億円未満かつ従業員数 2 千人以下）及び中小事業者以外の事業実施者については、商品の市販段階における原材料費の補助率を 1 / 3 とする。) 採択 1 件当たりの補助上限は 1 億円

別表 2

費 目	経 費 の 内 容 等
人件費	この事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。 人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとします。また、申請時に積算根拠となる資料を添付してください。 なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めません。
謝金	事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とします。 単価については、補助事業者の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付してください。 なお、補助事業者又は事業実施者に対しては謝金を支払うことは認めません。
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、補助事業者又は事業実施者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とします。 単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする必要があります。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めません。
旅費	交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とします。単価については、補助事業者の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等最も安価なチケット等を利用するよう努めるものとします。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとします。なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出してください。

需用費	事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材、食材費含む）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費等の雑費とします。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めません。 なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出してください。
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費とします。
賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします。（補助事業者又は事業実施者が所有するものを使用する場合を除きます。）
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とします。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とします。

別記様式第 1 号（第 3 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度米粉商品開発等支援対策事業に係る公募選考委員会による審査結果報告について

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和 4 年12月 8 日付け 4 農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記 1 第 3 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

別記様式第2号（第3関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度米粉商品開発等支援対策事業補助金の交付状況の報告について

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記1第3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、事業実施者の米粉商品開発等支援対策事業の事業実施計画及び交付決定通知書の写しを添付すること。

別記様式第3号（第4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度米粉商品開発等支援対策事業に係る事業成果状況報告書

令和〇〇年度に実施した事業に係る成果状況について、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記1第4の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業者名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標どおりの進捗）、C（目標を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

別記様式第4号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度米粉商品開発等支援対策事業実施計画の承認（変更）申請について

令和○年度において、米粉商品開発等支援対策事業を実施したいので、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記1第8の規定に基づき、事業実施計画の承認（変更）を申請する。

- （注）1 関係書類として、別添1及び別添2を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

別 添 1

第1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	補助事業者	
	千円	千円	千円	
合 計				

(注) 事業内容は、別表1の第1の事業内容の欄に掲げる事業を記載すること。

第2 事業の目的等

(1) 事業の目的

(2) 事業の効果（本事業の実施による効果及びその検証方法）

(3) 補助事業者の概要及び添付資料

① 補助事業者の概要

- ア 名 称
- イ 主たる事務所の所在地
- ウ 代表者名
- エ 構成員数
- オ 従業員数
- カ 設立年月日

② 添付書類

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等
- エ その他農産局長が特に必要と認める資料

(4) 組織の体系及び年間計画

① 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

--

② 年間計画

主な事業内容	第1四半期 (4－6月)	第2四半期 (7－9月)	第3四半期 (10－12月)	第4四半期 (1－3月)

(5) 事業の内容

成果目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：成果目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

別添2

経 費 内 訳 書

(単位：円)

事業内容	事業費			積 算 内 訳				
		国 庫 補助金	補 助 事業者	経費 内容	費目	単価	数量	関連 資料
※ 別表1第1の事業 内容の欄に掲げる事 業を記載する。								
合 計								

注1 「積算内訳」の欄には、区分ごとに経費の内容を費目ごとに概要根拠（単価、数量、員数等）を詳細に記載し、関連資料を添付してください。

注2 事業の一部を委託する場合は、当該部分の経費が分かるよう記載してください。

別記様式第5号（第8関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和○年度米粉商品開発等支援対策事業実施計画の承認について

令和○年○月○日付けで申請のあった令和○年度米粉商品開発等支援対策事業実施計画については、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記1第8の規定により、承認された※のでここに通知する。

なお、後日、貴○○に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入するとともに、なお書きを削除する。

別記様式第6号（第10関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度米粉商品開発等支援対策事業実施規程の承認（変更の承認）申請
について

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省
農産局長通知）別記1第10の規定に基づき、米粉商品開発等支援対策事業実施規程の承認
（変更の承認）を申請する。

(別記2)

米・米粉消費拡大対策事業

第1 事業の概要

我が国で自給可能な穀物である米及び米を原料とした米粉の消費拡大に向けて、米・米粉や米粉製品の効率的・効果的な普及に必要な取組を支援するものとする。

第2 補助事業者

補助事業者は、次に掲げる要件全てを満たす者とし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募により選定した者とする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- 3 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 4 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人、学校法人又は協議会のいずれかであること。
- 5 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員でないこと。
- 6 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第3 事業の内容等

- 1 本事業の補助対象とする事業内容は、国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の消費拡大に向けた情報発信等とする。
- 2 本事業の補助対象経費は、別表に定めるとおりとし、補助率は定額とする。
- 3 国のほかの助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

第4 事業実施計画の作成及び承認手続

- 1 補助事業者は、別記様式により事業実施計画を作成し、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要

綱別記様式第4号の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 農産局長は、以下の採択基準を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 補助事業者が第2の要件を満たしていること。
- (2) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、補助対象事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (3) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第5 事業の成果目標

補助事業者は、第4の1の事業実施計画において、本事業の成果目標について、米・米粉や米粉製品に関する消費者の認知を向上させる取組を設定すること。

第6 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。）が発生した場合、その知的財産権は補助事業者に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を補助事業者から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく農産局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後において、補助事業者及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡する場合には、事前に農産局長と協議して承諾を得ること。

別表

費 目	細 目	内 容	留 意 点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な 会議等の会場費として支払われる経 費	
	会場設営費	事業を実施するために直接必要な 会議等の会場設営費として支払われ る経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な 郵便代、運搬費（梱包代含む。）等の 経費	・切手は、物品受払簿で管理 すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な 資料等の印刷及び製本に係る経費	
	広告・宣伝費	事業を実施するために直接必要な ポスター・チラシ等の作成・配布、広 告掲載、情報発信（学術誌等への掲載、 事業の案内、成果等の発信等）に係る 経費	
	情報発信費	事業を実施するために直接必要な Web を通じた情報発信のためのサー バー利用料、コンテンツ作成等に係る 経費	
	データ収集・処 理・分析費	事業を実施するために直接必要な データの収集・処理・分析に必要な経 費	
	備品費	事業を実施するために直接必要な 試験・調査・実証備品等の購入並びに これらの据え付け等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の 機器及び器具については、 見積もり（該当する設備備 品を 1 社しか扱っていない 場合を除き原則 3 社以

			上) を徴収すること。 ・耐用年数を経過するまでは、補助事業者による善良な管理者の注意義務をもって当該設備品を管理すること。 ・当該備品を別の者に管理させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次に掲げる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な検討会や調査等における外部委員、調査補助員に旅費として支払う経費	・旅費の根拠になる資料を添付すること。
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な補助事業者等が行う資料収集、各種試験・調査・実証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・旅費の根拠になる資料を添付すること。
謝金		事業を実施するために直接必要な検討会等について協力を得た外部委員に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・協議会の構成員に対する謝金は認めない。

人件費		事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費	・人件費の積算根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。 ・謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を行うことを目的として、補助事業者が臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化についてに準じて算定するものとする。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査・実証の実施、取りまとめ等）を第三者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業費の 50%未満とすること。 ・事業そのものの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、設計、試作、翻訳等を専ら行う経費	
		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付するための印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合
- 3 補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入又はリース・レンタルの場合

別記様式（第４の１関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者氏名

令和○年度米・米粉消費拡大対策事業実施計画の承認（変更）申請について

令和○年度において、米・米粉消費拡大対策事業を実施したいので、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和４年12月８日付け４農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記２第４の１の規定に基づき、事業実施計画の承認（変更）を申請する。

- （注）１ 関係書類として、別添１及び別添２を添付すること。
- ２ 変更の場合には、本様式中「事業の目的及び趣旨」とあるのは、「変更の理由」とし、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- ３ 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

(別添1)

米・米粉消費拡大対策事業

事業実施計画書

事業実施年度 : 年度

補助事業者名 :

第1 補助事業者

1 事業担当者名及び連絡先（事務局）	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	FAX
メールアドレス	URL
2 事業の実施体制	

注1 事業実施体制は、事業に関係する者（補助事業者を中心に、検討会や専門部会、委託先等）の役割分担等も含め、全体像が把握できるように記載してください。

(別葉としても構いません。)

注2 また、以下の該当する添付資料を提出してください。ただし、米・米粉消費拡大対策事業に係る公募要領に基づき提出したものは、添付を省略することができるものとします。

- ① 設立に関する資料（設立総会議事録）又は直近年度の事業計画及び予算に関する資料（総会資料で構いません。）
- ② 検討会や専門部会等に係る名簿（案で構いません。）
- ③ 他者に事業の一部を委託する場合であって委託先が決定している場合は、その名称、概要、責任者、事務処理体系及び選定理由が分かる資料を添付してください。

第2 総括表

(単位：円)

区分	負担区分			事業の委託	備考
	事業費	国庫補助金	その他		
米・米粉消費 拡大対策事業				(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

注1 「事業費」の欄には、補助対象となる経費のみを記載するものとし、消費税額を含むものとします。

また、事業費は円単位で記載してください。

注2 他者に事業の一部を委託する予定がある場合、「事業の委託」の欄に(1)委託先及び(2)委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載するとともに委託契約書の案を添付してください。

注3 備考欄は特記事項があれば記載してください。

注4 上記事業費の積算根拠を示す別添2「経費内訳書」との整合に注意してください。

第3 事業の目的及び趣旨

--

第4 事業の成果目標等

① 成果目標
② 検証方法

注1 成果目標については、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け
4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記2第5に基づいて記載してください。

注2 検証方法については、どのような手法で行うのかを記載してください。また、現段階
で事業実施後、補助事業者がどのようにして目標に掲げた成果を検証し報告する予定な
のかを記載してください。

第5 事業の内容

取組内容

第6 事業スケジュール（事業工程表）

[illegible]

※ 別葉としても可とする。

別添 2

経 費 内 訳 書

(単位：円)

区 分	負 担 区 分			積 算 内 訳				
	事業費	国 庫 補助金	その他	経費 内容	費目	単価	数量 又は 員数	関連 資料
米・米粉消費 拡大対策事業								
合 計								

注 1 「積算内訳」の欄には、区分ごとに経費内容を費目ごとに概要根拠（単価、数量、員数等）を詳細に記載し、関連資料を添付してください。

注 2 事業の一部を委託する場合は、当該部分の経費が分かるよう記載してください。

(別記3)

米粉製品製造能力強化等支援対策事業

第1 事業の概要

本事業では、米粉製粉・米粉製品製造能力の強化を促進するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等を支援するものとする。

第2 事業の実施基準等

- 1 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
また、事業の執行等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 交付等要綱第3第3項の補助対象となる機械器具設備は、新品に限るものとし、既存の機械器具設備の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の附帯施設のみの整備については、本事業の補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。
- 6 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費は、本事業の補助の対象外とする。

第3 補助事業者

本事業の補助事業者は、次に掲げる要件全てを満たす者とし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募により選定した者とする。

- 1 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）第1条第1号に規定する新用途米穀加工品又はこれを原料とする加工食品を製造する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ）であること。
- 2 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有していること。
- 3 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する法人等であって、定款、役員名簿、法人等の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない法人等にあつては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- 4 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる法人等であること。
- 5 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団

による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員でないこと。

第 4 成果目標等

本事業の成果目標等の内容は別表 1 に定めるとおりとし、採択要件は、別表 2 に定めるとおりとする。

第 5 補助対象要件等

本事業の補助対象要件等は、次のとおりとする。

（1）補助対象となる施設及び設備

補助対象は、事業実施計画において、米粉製粉・米粉製品製造能力の強化等を促進する効率的な体制を構築するために必要なことが明らかな施設及び設備とし、米粉の増産に必要な付帯施設及び設備を含めるものとする。

（2）補助対象経費

次に掲げる施設及び設備の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

受入れ、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備その他製粉、製品の製造に必要な設備の整備

イ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）その他必要な建築物の整備。ただし、本事業実施後に本建築物から出荷される全ての製品が米、米粉又は米粉を主たる原料とした、小麦グルテンを含まない製品を製造する建築物に限る。

ウ その他

機械器具設備、上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等。ただし、総事業費の 20%以内とする。

第 6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

第 7 事務手続

1 事業実施計画の作成等

（1）事業実施計画の作成

交付等要綱第 4 に基づく事業実施計画は、別記様式第 1 号により作成するものとする。

（2）事業実施計画の承認等

ア 補助事業者は、（1）により作成した事業実施計画を、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、

また、交付等要綱第 13 の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第 4 号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

イ 農産局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、別記様式第 2 号により、承認された者に対して承認した旨を通知するものとし、承認されなかった者に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

(1) 補助事業者は、本事業の実施初年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書を別記様式第 3 号により作成し、報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに農産局長に報告するものとする。

(2) (1) の報告を受けた農産局長は、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該補助事業者に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第 8 事業の評価

1 補助事業者は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の 6 月末までに、別記様式第 4 号により農産局長に報告するものとする。

2 農産局長は、補助事業者からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行う。

3 農産局長は、2 の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、補助事業者に対して改善措置として別記様式第 5 号を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、補助事業者から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

4 農産局長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

5 農産局長は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第 9 報告又は指導

農産局長は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 10 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別表 1)

成果目標等
1 成果目標 補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において、次の要件のいずれにも該当するものを設定するものとする。 (1) 次のア及びイを満たすこと ア 米粉若しくは米粉製品を新規に製造し、又は製造量を10%以上増加させる。 イ 米粉使用量を目標年度までに10トン以上増加させる。 (2) 次のアからウまでのいずれかを満たすこと。 ア 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される全ての製品又は製品の主原料を米粉とする。 イ 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される製品の重量の過半に、米粉を原料として2%以上使用する。 ウ イに相当する数量の米粉を原料として新たに使用し、目標年度までの米粉関係製品の出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準とする。 2 目標年度 本事業の目標年度は、事業実施年度から5年以内とする。

(別表 2)

採択要件
採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 整備する設備等は、米粉又は米粉加工製品の製造量の増加につながるものであること。なお、既に米粉又は米粉加工製品の製造を行っている補助事業者が取組を行う場合は、補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において本事業の実施後、当該補助事業者の米粉の出荷量又は引取量の10トン以上かつ10%以上の増加を図ること。 (2) 米粉又は米粉加工製品の製造施設においては、本事業の実施後、Codex-HACCPを完全履行していることを客観的に証明すること。(第5の(2)のイに取り組む場合に限る。) (3) 1事業実施計画当たりの総事業費が5,000万円以上であること。

別記様式第1号（第7の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の承認
（変更）の申請について

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第7の1の規定に基づき、別添のとおり、関係書類を添えて承認（変更）を申請します。

- （注）1 関係書類として、別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

別添

米粉製品製造能力強化等支援対策事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

補助事業者名：

米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画

基本情報

補助事業者名	〇〇〇〇株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
--------	----------	------------	--------

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

（注）「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 事業の成果目標

①成果目標の内容

成果目標の内容	
---------	--

注 米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）別記3別表1に掲げる成果目標のうち補助事業者が自ら目標として設定した成果目標。

②成果目標の具体的な数量

米粉又は 米粉製品	米粉 使用率 (%)	製品重量又は米粉使用量						
		[実績] 令和4年度 (t又はkg)	[見込] 令和5年度 (t又はkg)	[目標] 令和6年度 (t又はkg)	[目標] 令和7年度 (t又はkg)	[目標] 令和8年度 (t又はkg)	[目標] 令和9年度 (t又はkg)	[目標] 令和10年度 (t又はkg)
(例) 米粉入り 〇〇パン	2%	10t	10t	11t	12t	13t	14t	15t
ロールパン	0%	10t	10t	10t	10t	10t	10t	10t
合計米粉 使用量		200kg	200kg	220kg	240kg	260kg	280kg	300kg

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷されるすべての製品について記載。

2 必要に応じて行を増やして記載。

③成果目標の具体的な出荷額

米粉又は 米粉製品	〔目標〕 令和6年度	〔目標〕 令和7年度	〔目標〕 令和8年度	〔目標〕 令和9年度	〔目標〕 令和10年度	合計	単位 〔百万円〕 〔千円等〕
(例) 米粉入り〇〇パン	110	120	130	140	150	650	百万円
合計金額	110	120	130	140	150	650	百万円

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷される全ての米粉関係製品について記載。

2 必要に応じて行を増やして記載。

4 経費の配分及び負担区分

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	

（注）整備を予定している施設等の能力・規模は、設備が過剰とならないとともに、補助事業者の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

（１）収入の部

区分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度精算額）	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他	円	円	円	円	
合 計					

（２）支出の部

区分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度精算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

（注）区分の欄は、取組内容を記載する。

5 添付書類

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料
- (2) 3の②の「実績」の根拠となる資料
- (3) 直近3年の原料購入実績が分かる資料
- (4) 申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- (5) 参考資料として工場施設等の位置がわかる当該地域の地図及び施設の設計図等
- (6) その他事業実施計画等申請書類の内容を確認する上で必要となる資料

別記様式第2号（第7関係）

番 号
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和○年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の承認
について

令和○年○月○日付けで申請のあった令和○年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画については、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第7の1の規定により、承認された※のでここに通知する。

なお、後日、貴○○に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入するとともに、
なお書きを削除する。

別記様式第3号（第7関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の実施状況
報告（令和○年度）

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号
農林水産省農産局長通知）別記3第7の2の規定により別添のとおり報告す
る。

別添

米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の実施状況報告書

基本情報

補助事業者名	〇〇〇〇株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
--------	----------	------------	--------

事業担当者名 及び連絡先	補助事業者名	
	ウェブサイトのURL	
	事業担当者氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	
	F A X	
	E -mail	

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

--

（注）米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の1の「事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針」の内容を記載する。

2 事業の実施状況

①成果目標の内容

成果目標の内容	
---------	--

②米粉又は米粉製品の製造状況

米粉又は 米粉製品	米粉 使用率 (%)	製品重量又は米粉使用量					
		令和5年度 (t又はkg)	令和6年度 (t又はkg)	令和7年度 (t又はkg)	令和8年度 (t又はkg)	令和9年度 (t又はkg)	令和10年度 (t又はkg)
合計米粉 使用量							

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷されるすべての製品について記載。

2 必要に応じて行を増やして記載。

③米粉又は米粉製品の出荷額の状況

米粉又は 米粉製品	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計	単位 〔百万円〕 〔千円等〕
合計金額							

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷される全ての米粉関係製品について記載。

2 必要に応じて行を増やして記載。

3 実績額

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

4 その他（取組状況報告に必要な項目）

5 添付書類

- （1）取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料を添付。
- （2）2の②及び③の数値の根拠となる資料を添付。
- （3）参考資料として工場施設等の位置がわかる当該地域の地図を添付。
- （4）その他、実施状況報告書の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。

別記様式第4号（第8の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業の評価報告

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第8の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
- 2 必要に応じて別紙様式第3号別添の事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第4号別添

米粉製品製造能力強化等支援対策事業に関する事業評価報告シート

補助 事業者名	成果 目標の 具体的 な内容	事業実施後の状況							成果目標 の具体的 な実績	事業内容	事業費	負担区分 (円)			完了 年月日	補助 事業者の 評価	備考
		計画時 (R○年 度)	1年後 (R○年 度)	2年後 (R○年 度)	3年後 (R○年 度)	4年後 (R○年 度)	目標値 (R○年 度)	達成率		(工程、施 設区 分、 構造、規 格、能力 等)	(円)	国庫 補助金	自己負担	その他			

注1 事業実施計画に準じて作成すること。
注2 計画時については事業実施年度の前年度とする。
注3 達成率については事業完了年度の翌々年度の数値を目標値で除した値をパーセントで記載すること。

別記様式第5号（第8の3関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業の事業実施に関する改善計画について

米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第8の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の取組の経過
- 2 当初の事業実施計画の成果目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

成 果 目 標	事業の実施後の状況						改善計画	
	目標 （年度）	計画 策定時 （年度）	1年目 （年度）	2年目 （年度）	3年目 （年度）	達成率	（年度）	達成率

注1 欄は適宜追加すること
2 成果目標を変更する場合は、計画時の数値を上段に（）を付し、下段に新たな目標値を記載すること。

- 4 改善方策
- 5 改善計画を実施するための推進体制